

平成 3 0 年

第 3 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 日

平成 3 0 年 9 月 1 3 日

忠 岡 町 議 会

平成30年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

平成30年9月13日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	産業まちづくり部長	藤田 裕
健康福祉部長	東 祥子	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (前田 長市議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員数 11 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (前田 長市議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前 10 時 00 分」再開)

議長 (前田 長市議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (前田 長市議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 30 年第 3 回忠岡町議会定例会議事日程 (2 日目) について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | | 会期の延長 |
| 日程第 3 | 議案第 43 号 | 請負契約締結について (忠岡町スポーツセンター耐震化等整備工事) |
| 日程第 4 | 議案第 44 号 | 忠岡町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第 45 号 | 平成 29 年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 6 | 議案第 46 号 | 手数料条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 47 号 | 忠岡町霊園条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 48 号 | 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 49 号 | 平成 30 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 10 | 議案第 50 号 | 平成 30 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号) について |

- 日程第11 議案第51号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第52号 平成30年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 認定第1号 平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成29年度忠岡町水道事業会計決算認定について
- 以上でございます。

議長（前田 長市議員）

日程第1 諸般の報告を行います。

監査委員 前田 弘議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。通告の順序に従い、発言を許します。

監査委員（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田議員。

監査委員（前田 弘議員）

皆さん、おはようございます。台風21号で職員の皆さんが奔走され、本当にご苦労さんでございました。

それでは例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、平成30年6月28日及び7月26日に行いました内容で、帳簿等は、同年5月31日及び6月30日現在でございます。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

以上でございます。

監査委員 前田 弘

議長（前田 長市議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（前田 長市議員）

日程第2 会期の延長を議題といたします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は本日までと議決をいただいておりますが、議事の都合により会期を会議規則第6条の規定により、9月28日まで15日間延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、会期は9月28日まで15日間延長することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第3 議案第43号 請負契約締結について（忠岡町スポーツセンター耐震化等整備工事）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第43号 請負契約締結について（忠岡町スポーツセンター耐震化等整備工事）をご説明申し上げます。

本件は、忠岡町スポーツセンターにおいて、耐震化等整備工事を行うため、入札に付した結果、西野建設工業株式会社と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより議案第43号 請負契約締結について（スポーツセンター耐震化等整備工事）を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第4 議案第44号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第44号 忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町、教育委員会委員 安明 明子氏は、平成30年9月30日をもって任期満了とな

りますが、引き続き、同委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第5 議案第45号 平成29年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第45号 平成29年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本件は、平成29年度、未処分利益剰余金のうち、165万円を減債積立金として処分いたしたく、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第45号 平成29年度忠岡町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第6 議案第46号 手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第46号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、共生型居宅サービス事業者、共生型地域密着サービス事業者及び共生型介護予防サービス事業者の指定に係る特例が設けられたことに伴い、当該指定の申請に係る事務の手数料を定めるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(前田 長市議員)

日程第7 議案第47号 忠岡町霊園条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(前田 長市議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第47号 忠岡町霊園条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、浜霊園において墓地の返還が増え、空き区画が増加していることから、使用者拡大に向けて、使用資格及び使用区画の規定を緩和するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(前田 長市議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

浜霊園の使用対象の拡大の関連質問させていただきます。

本町の霊園使用料は、支払われた使用料について、一たん一般会計の歳入に編入され、返還の申出を受けて使用料を一般会計の歳出より全額返還する仕組みとなっています。

平成30年の補正においても336万円の支出が計上されました。

平成26年度まで特別会計で独立した会計でありましたが、平成27年度より一般会計に移されることにより、資産と負債の内容が見て取ることが困難となっております。

全員協議会にて2点集約し質疑させていただきました。

1点目は浜霊園使用料が一斉返還を求められたと仮定すると、総額でいくらとなるかという質問に対して、約3億4,000万円という回答があり、これは財政予測に反映されていないとの当局からの回答がありました。一般会計化されていることで、現状解約での出ていく使用料を入れてくる使用料で補うという、利用者を増やさないと先細りとなりその3億4千万円の補填を将来世代に回す、事実上の自転車操業を行っているということでございます。また2区画130万円の利用料を求めに応じ全額返還措置を取れるということは、性悪説に立てば被相続人が生前に預託し相続発生から7年後に相続人として引き出すことで、相続税が時効を迎えるという脱税行為を助長する危険性も秘めています。

2点目は、管理料は500円だが、権利者の転居や死亡、管理料が引き落としされない理由により、権利者不明となり権利者追求作業に人件費や郵便料金などの費用が今以上に時間が割かれる可能性が高いと、近隣自治体と比べても予見できます。そのコストを誰が負担するのかということになりますが、私個人としては一般会計予算より拠出し将来世代が負担するのではなく、現在ある浜霊園の基金から拠出して足らずを現在利用している受益者で応分に負担すべきと考えるので、その負担分を見越した管理料設定金額の変更検討が必要ではないかという質問に対しては、現行の年間500円の管理料では足りることがないと認識しており、変更も視野に検討されるとの回答をいただきました。

これを踏まえて改めて質問をします。

全員協議会及び今回の説明を踏まえて、浜霊園の使用料及び管理料についてを抜本的改訂を行う必要性がかなり高いものであると考えますが、将来世代への負担の先送りを防ぐという観点でも取り掛かってほしいと考えますがいかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

議員ご指摘のとおりそのような状態になっているのは認識してございます。今後、使用料につきましても検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

それは今年度中に取り掛かってやっていただけるということによろしいでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

墓地管理委員会等いろいろな部分がございますので、そういう部分にかけていってできるだけ早く検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

7番（三宅 良矢議員）

結構です。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第47号 忠岡町霊園条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第8 議案第48号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第48号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、共生型地域密着型サービス事業者に係る特例として、児童福祉法又は障害者総合支援法に規定される事業者に対し、指定地域密着型サービス事業者の指定の特例が設けられていたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

これより、議案第48号 忠岡町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(前田 長市議員)

日程第9 議案第49号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第49号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、9,434万1,000円で、これを補正することにより、予算総額は66億3,886万円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、普通交付税2,472万9,000円を計上、第13款 国庫支出金で、障害者総合支援事業費補助金42万1,000円を計上、第17款 繰入金で、公共施設設備基金繰入金1,884万1,000円を計上、第18款 繰越金で、前年度繰越金1,157万6,000円を計上、第19款 諸収入で、前年度後期高齢者医療特別会計繰出金精算返還金530万2,000円を計上、前年度介護保険特別会計繰出金精算返還金766万9,000円を計上、子どものための教育・保育給付費国庫負担金前年度収入206万4,000円を計上、子どものための教育・保育給付費府費負担金前年度収入103万2,000円を計上、消防団員安全装備品整備等助成金27万1,000円を計上、第20款 町債で、臨時財政対策債2,243万6,000円計上、

歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金1,100万円を計上、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料84万3,000円を計上、第3款 民生費で、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金2,534万8,000円を計上、前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金693万7,000円を計上、前年度障害者医療費国庫負担金（更生医療）精算返還金353万4,000円を計上、前年度障害児通所給付費等国庫負担金精算返還金11万4,000円を計上、前年度自立支援医療費府費負担金（更生医療）精算返還金160万1,000円を計上、前年度障害者総合支援事業費国庫補助金精算返還金1,000円を計上、前年度臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金精算返還金229万5,000円を計上、前年度臨時福祉給付金等給付事務費国庫補助金精算返還金317万2,000円を計上、前年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金精算返還金6万4,000円を計上、（仮称）東忠岡地区認定こども園整備基本計画策定等業務委託料257万3,000円を計上、第4款 衛生費で、霊園使用料返還金336万円を計上、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算負担金462万8,000円を計上、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金790万2,000円を計上、第8款 土木費で、町営住宅ブロック塀撤去等工事70万円を計上、第9款 消防費で、被服費27万1,000円を計上、第10款 教育費で、町立小学校ブロック塀改修工事設計監理業務委託料216万円を計上、忠岡小学校ブロック塀改修工事1,108万1,000円を計上、忠岡幼稚園ブロック塀改修工事設計監理業務委託料1

62万円を計上、忠岡幼稚園ブック塀改修工事477万3,000円を計上、前年度子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業分）国庫補助金精算返還金36万4,000円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債2,243万6,000円の追加に伴い、限度額を2億8,043万6,000円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

台風21号の対応に奔走されていることには敬意を表したいと思います。

こうしたもとで一般質問も28日に延期をされました。したがって、質問も簡潔にお聞きをしたいと思います。29ページの衛生費の補正予算補償補填及び賠償金クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金についてお聞きをします。本賠償金といいますか、人件費の上乗せには、長期包括の事業であり、契約書にもあるとおり日銀の企業向けサービス価格指標が5パーセントを超えたときに発生をするものです。これまでご説明をいただいたインフレスライド条項となるものを弁護士と相談したら、最後は長の判断です。こういう回答を得て現在実施されているわけですが、大変おかしいと思っています。

そのもととなったのが、国土交通省からの通達ですから法的拘束力のない協議をしてほしいというお願いではありませんか。そこで、きょうはお聞かせ願いたいのは8月27日の総務常任委員会協議会でも申し上げましたが財政状況が厳しいと言われている忠岡町がこうしたお金が払う必要があるのでしょうか。同じごみ焼却場の運営の中でも払わないと決めたところ、また業者がそもそも申請をせずに払わないというところもあります。忠岡町も同様にすべきだと思いますがいかがでございましょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

高迫議員ご指摘のとおり、払っていない自治体また企業さんからの申出のない自治体も

ございます。忠岡町につきましては、そういう申出があり、その当時協議いたしまして長の判断として払うという形をとらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

つまり、忠岡町が判断をして支払っているということですけど、忠岡町がご承知のように財政健全化施策を推進しておられて住民の皆さんにも職員の皆さんにも新たな負担をお願いをしている。サービスが向上しない。こうした面もあることも事実です。そうしたもとので他がやっていないところがあるのに忠岡町だけがこの判断をして出しているということについては早急改められるべきだというふうに申し上げておきたいと思います。資料をいただいておりますが、労務単価が6年間で合計34.2パーセントも引上げられました。3分の1ですね、上がっているというんです。町会議員の報酬でわかりやすく説明しますと29万円の報酬が38万3,460円に引上げられているというのと同じことです。このような値上げが本当に必要なかどうか、この点で聞くならば先日の総務常任委員会協議会ではこのお金というのはあくまでも働くための方に支払われるものですから本当に支払われたのかという証明すらないというのが現状です。賠償金は企業ではなく働く人たちに支払うために忠岡町の公金を支出をいたしております。その公金が企業から出てきました。支払いますよという誓約書だけでこの公金を支払いがなされている事実についてもおかしいというふうに思っております。この改善を求めたところ、「努力します」という回答がございました。それで今回、この29ページに出ているこの分はこの証明が出るのかどうかお聞きをしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

先ほど来申し上げておりましたね、払う払わない申請を出す、出さないというのは企業さんの方から出てくると。高迫議員、忠岡町だけが全国的に払っているという印象を持たれているようでございますが近隣の市町村においても払っている市町村もございません。また国の制度でございますので、国からの通達に基づいて必要こういう添付を出していただきたい部分については当然忠岡町においても最後のご質問について企業さんの方にと問い合わせいたしましたが、そういう部分について個人情報並びに企業間の営業秘密的

なものもございますので、「お答えはできません」ということで、ひとつよろしく願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

他に支払いをしていないところは申し上げておりません。私が言いたいのは忠岡町が財政健全化のもとで住民にも職員にもいろんなご負担をお願いしたり、サービスがなくなったりしていますよ。そんなもとのこのお金を支出してもいいのか。このことを問いまして今度の7月の臨時議会の中でも出していないところもある。請求していない業者もある。そうしたことが明らかになったもとの忠岡町の政策の変更はないのかということを知りたいので、そうしたことで真剣にご検討をいただいてその結論を今言っていただくのならばいいのですが、そうではなしに回りもやっているから構わないやないかというふうな回答では困ると思っています。ですから、そうしたことはもっと真剣に考えもいただきたいというふうに思っております。もうひとつ言うならば国の施策と言いますが、何度も申し上げますように1省庁の通達です。それを守るか、守らないかというのはいろんな自治体の判断もあろうかと思うんです。そんな中で法的拘束力はありませんから忠岡が守らなかつたらペナルティーが来るよというものでもありません。ありませんからそうしたことは、ちゃんと忠岡町の判断でどうするかということは住民の立場に立ってしっかりお考えもいただきたい。このように思っているんです。もうひとつは、ふたつ目の質問をしました企業に問い合わせたら、個人情報やとか、いろいろな話が出てます。これは事前にもお話しもさせていただいておりますが、私たちはそうした個人情報を知りたいというふうに思っているわけではありません。だから忠岡町が公金を出す。その出した公金がちゃんと企業ではなしにその仕事をしたひとたちに払われているかどうか。これは忠岡町がしっかりと持っていていたらいいと思うんです。忠岡町もそうしたものも持っていない。ただ企業が払いますよという誓約書を出してきたらそれで公金の支出がまかりとおるのかということになったらこれはこれで問題だというふうに思うから、先日委員会協議会で質問をさせていただきました。部長さんも「努力いたします」というお答えをいただきました。それが返ってきた返事がまったく同じであれば忠岡町の努力というのは相手の業者の方が聞く耳もたないというかたち蹴ったのか、本当に努力して別に一般公開するわけではないよ。公金を出すんやからそれに対してどれぐらい払っているかどうか確認するものを出してくださいというふうなところまで詰めておられるのか。その点についてもお聞きをしたいと思っております。

議長（前田 長市議員）

3回目の質問になりますので、答弁をもって終りたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

すいません。当然、私どものスタッフも企業さんの方に高迫議員が申し上げているようなことで、町としてそういうものをいただきたいというお話しをさせていただきましたが、なかなかその辺は困難であるという回答をいただきましたので、今回の答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

質問ではありません。本予算には他に教育施設や町営住宅のブロック塀の改修工事費など大事な予算がありますので、賛成をしたいというふうに思いますが、しかし、今のやり取りで明らかになったクリーンセンターの賠償金、これは本当に出す必要があるのか。この根本の問題と出したあと公金の検証すらできない。こういうふうな大きな問題がありますので、この賠償金についてのみは、断じて認めることはできない。そのことを明らかにしておきたいと思います。以上です。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

第3款 民生費 東忠岡地区認定こども園整備基本計画策定等業務委託料257万3,000円についてお尋ねをしたいと思います。

東忠岡地区認定こども園については平成28年8月に策定された忠岡町就学前教育保育に関する基本方針や平成29年3月に策定された忠岡町幼保一体化推進基本計画にも書かれておましてそのことに基づいて出されているということであります。そこでお尋ねしたいのは忠岡地区に続きましてこの東地区も進めていかれるということとその手法とスケジュールについてどのようになっているのかをご説明いただきたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

議員ただいまお尋ねの東忠岡地区におけます認定こども園のスケジュールと手法でございますが、まずは手法ですが東忠岡地区におきましては公立の認定こども園を想定しております。スケジュールに関しましては本補正予算の可決を賜りましたら迅速にすでに策定しております整備基本方針に基づきまして、東地区の基本計画の作成業務に着手してまいりたいと思っております。その間、子ども・子育て会議等での検討を踏まえながら来年31年3月にはこの整備基本計画策定業務を完了いたしまして、31年4月より実施設計業務、32年3月にはこの実施設計業務を完了いたしまして、32年4月より施設整備工事の着手にかかってまいりたいと思っております。我々といたしましては、現状では33年の4月に東忠岡小学校区での認定こども園の開園に向けて進めていくというスケジュールでございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

スケジュールについては大変タイトなスケジュールになっているということで、なかなか無理をしてしまわないかといった点が懸念されますので、幼稚園、保育所の職員の方や保護者の方、また子育てされている方々や住民の方の意見をよく聞きながら求められているニーズに応じたものにされていくべきだと思いますが、その中で今忠岡町が抱えている課題の解決はこのことで、できるのかということでお聞きしたいのですが。待機児童がだんだん増えていると4月1日と当初から増え続けておりますので、この待機児童の解消についてはこのこども園化で待機児童がゼロになるということが本当にできるのかどうか。また耐震化についても幼稚園の方も耐震化の課題も残っておりますので、そういったことについても解消されるのかという点についてお聞きしたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（前田 長市議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員お尋ねの待機児童の件でございますが、現在忠岡小学校区で建設中でございますピープル忠岡チャイルドスクール、この認定こども園の受け入れ人数を合わせまして上地区での認定こども園の受け入れ人数を合わせますと待機児童の解消につながってい

くのではないかなあというふうに考えております。あわせて大きな課題としての耐震化がございます。その辺も含めてこの基本計画を策定してまいりたいというふうに考えています。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

はい。是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

待機児童の問題については保育需要をどう見込むのかというところで子ども・子育て応援プラン2015においてのその見込みと実際のところ供給と開きがあり、児童が出ているということでもありますので、子ども・子育て応援プランについての見直しということも必要であろうと思います。ニーズをどのように見込むのか把握されていくのかというところを非常に大事なところだと思いますので、待機児童をゼロということで忠岡町が目指しておりますのでその問題がきちんと解決されるように今後、子ども・子育て応援プランの見直し、また子ども・子育て会議でどのようにこういったことに考えていかれるのかということにお聞かせいただきたいと思います。

議長（前田 長市議員）

3回目の質問となりますので、答弁をもって終りたいと思います。

教育長（富本 正昭教育長）

議員お示しのとおり、社会情勢の変化というかなり不確定要素をそこに絡んでまいります。我々としましてもその辺の部分もできるだけ加味しながら新たな保育ニーズ等も探りながらこの待機児童、喫緊の課題でございます。待機児童の解消に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第50号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第50号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、5,498万円で、これを補正することにより、予算総額は20億6,298万円となります。

歳入につきましては、第3款 府支出金で、特別調整交付金分27万円を計上、第4款 繰入金で、一般会計繰入金2,534万8,000円を計上、第5款 繰越金で、前年度繰越金2,936万2,000円を計上、

歳出につきましては、第1款 総務費で、国保事業実績報告システム改修委託料27万円を計上、第7款 諸支出金で、前年度療養給付費等負担金精算返還金5,104万6,000円を計上、前年度国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金精算返還金48万2,000円を計上、前年度国民健康保険特定健康診査・保健指導府費負担金精算返還

金48万2,000円を計上、前年度退職者医療交付金返還金270万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 平成30年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第51号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第51号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、5,550万8,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億4,569万7,000円となります。

歳入につきましては、第3款 国庫支出金で、保険者機能強化推進交付金175万円を計上、第8款 繰越金で、前年度繰越金5,375万8,000円を計上、

歳出につきましては、第3款 地域支援事業費で、健康支援システム使用料96万2,000円を計上、ケアプラン点検業務委託料36万5,000円を計上、第4款 基金積立金で、介護給付費準備基金積立金2,025万9,000円を計上、第6款 諸支出金で、前年度国庫支出金精算返還金1,072万4,000円を計上、前年度一般会計繰入金精算返還金766万9,000円を計上、前年度府支出金精算返還金698万3,000円を計上、前年度支払基金交付金精算返還金854万6,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第52号 平成30年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第52号 平成30年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、859万円1,000円で、これを補正することにより、予算総額は4億5,559万1,000円となります。

歳入につきましては、第4款 繰越金で前年度繰越金859万円1,000円を計上、歳出につきましては、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で後期高齢者医療保険料等納付金301万9,000円を計上、第3款 諸支出金で前年度分保険料払戻金27万を計上、前年度一般会計繰入金返還金530万2,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号 平成30年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第13 認定第1号 平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第2号 平成29年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件を一括して上程いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

これより各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、概要説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

認定第1号 平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額65億3,435万1,742円、歳出決算額65億1,558万4,710円、差し引き1,876万7,032円は、平成30年度へ繰越をいたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入決算額23億4,142万8,920円、歳出決算額23億1,206万5,558円、差し引き2,936万3,362円は、平成30年度へ繰越をいたしました。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額15億4,456万8,496円、歳出決算額14億9,081万8,266円、差し引き5,375万7,670円は、平成30年度へ繰越をいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額4億4,778万4,019円、歳出決算額4億3,919万3,798円、差し引き859万2,211円は、平成30年度へ繰越をいたしました。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額10億7,947万5,649円、歳出決算額11億9,048万8,855円、差し引き2,956万5,236円の歳入不足が生じたので、平成30年度より繰上充用をいたしました。

以上、各会計別決算額を申し上げましたが、内容につきましては、事項別明細により審議の上、ご認定のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

認定第2号 平成29年度忠岡町水道事業会計決算認定について、概要説明を求めます。

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

認定第2号 平成29年度忠岡町水道事業会計決算認定について、提出者の町長にかわりまして、ご説明を申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会に提出し、認定を賜る次

第でございます。

収益的収支につきまして、収入では、水道事業収益決算額3億5,652万6,182円で、内訳につきましては、営業収益3億5,163万7,209円、営業外収益311万3,649円、特別利益177万5,324円であります。

支出につきましては、水道事業費用決算額3億2,175万2,370円で、内訳につきましては、営業費用3億950万3,597円、営業外費用1,124万9,528円、特別損失99万9,245円、予備費は執行ございません。

収支差し引き3,477万3,812円の利益となりました。

次に、資本的収支につきまして、収入では、2,260万円で、内訳としまして企業債2,260万円でございます。

支出につきましては、3,995万1,684円で、内訳につきましては、建設改良費2,298万6,132円、企業債償還金1,696万5,552円でありまして、収支差し引き1,735万1,684円の不足であります。損益勘定留保資金で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案者の概要説明は、以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、5名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、以上2件は5名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

北村議員、是枝議員、三宅議員、和田議員、高迫議員以上の5名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、ただいま指名いたしました5名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

11時25分より再開いたします。

（「午前11時13分」休憩）

議長（前田 長市議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午前11時25分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 長市議員）

再開に当たり皆様にご報告申し上げます。委員会条例第7条第2項の規定により、決算審査特別委員会の正・副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長に高迫議員、副委員長に和田議員、以上であります。

なお、本件の審査報告は、次の定例会においてご報告願います。

議長（前田 長市議員）

本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれにて散会し、来る9月28日午前10時より再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認めます。

よって、本日は、これで散会することに決定しました。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前11時26分」散会）